

## 世界のサイフ

追加型投信／海外／債券

## ファンドの概要

設 定 日 : 2006年12月15日 償 還 日 : 2031年10月10日  
 決 算 日 : 原則毎月12日 収 益 分 配 : 決算日毎 (第2期以降)

## [ファンドの特色]

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。



## 運 用 実 績

## &lt;基準価額の推移&gt;



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

## &lt;資産構成比率&gt;

|                   |       |
|-------------------|-------|
| マルチカレンシーファンド クラスB | 98.6% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1%  |
| 現金・その他            | 1.3%  |

## &lt;分配金実績（税引前）と決算日の基準価額&gt;

|      | 設定来合計    | 直近12期計  | 25・7・14 | 25・8・12 | 25・9・12 | 25・10・14 | 25・11・12 |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 分配金  | 7,340円   | 120円    | 10円     | 10円     | 10円     | 10円      | 10円      |
| 基準価額 | -        | -       | 1,937円  | 1,931円  | 1,950円  | 1,983円   | 2,022円   |
|      | 25・12・12 | 26・1・13 | 26・2・12 | 26・3・12 | 26・4・13 | 26・5・12  | 26・6・12  |
| 分配金  | 10円      | 10円     | 10円     | 10円     | 10円     | 10円      | 10円      |
| 基準価額 | 2,064円   | 2,112円  | 2,106円  | 2,134円  | 2,157円  | 2,146円   | 2,170円   |

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

基準価額 : 2,173円

純資産総額 : 113.38億円

## &lt;基準価額の騰落率&gt;

| 1カ月   | 3カ月   | 6カ月   | 1年     | 3年     | 設定来    |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 0.32% | 4.62% | 7.03% | 20.15% | 34.45% | 42.45% |

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

## &lt;基準価額騰落の要因分解&gt;

|             |            |        |
|-------------|------------|--------|
| 前月末基準価額     |            | 2,176円 |
| 当月お支払いした分配金 |            | -10円   |
| 為替要因        | コロンビアペソ    | 20円    |
|             | イギリスポンド    | 1円     |
|             | カナダドル      | -2円    |
|             | ハンガリーフォリント | -1円    |
|             | メキシコペソ     | 2円     |
|             | オーストラリアドル  | -4円    |
|             | アメリカドル     | 4円     |
|             | ノルウェークローネ  | -9円    |
|             | チリペソ       | -3円    |
| 債券要因        | ポーランドズロチ   | -4円    |
|             |            |        |
| その他         | インカムゲイン    | 6円     |
|             | キャピタルゲイン   | 3円     |
| 当月末基準価額     |            | 2,173円 |

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

## &lt;通貨別構成比&gt;

|            |       |
|------------|-------|
| コロンビアペソ    | 12.8% |
| メキシコペソ     | 12.3% |
| ハンガリーフォリント | 12.0% |
| ポーランドズロチ   | 10.5% |
| チリペソ       | 9.9%  |
| アメリカドル     | 9.1%  |
| オーストラリアドル  | 9.1%  |
| イギリスポンド    | 8.7%  |
| カナダドル      | 7.9%  |
| ノルウェークローネ  | 7.7%  |
| その他        | 0.0%  |

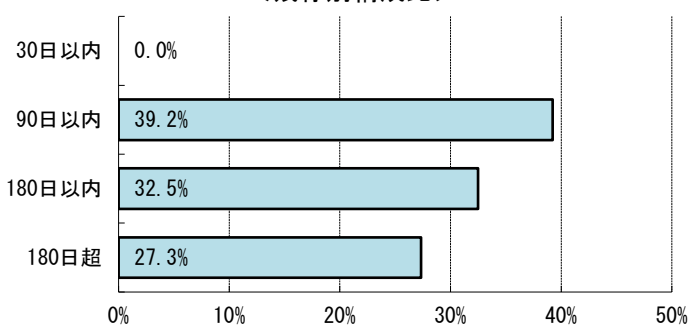
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※その他は円などです。

## &lt;格付別構成比&gt;

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 短期金融<br>商品 | P-1   | 10.5% |
|            | P-2   | 0.0%  |
|            | P-3以下 | 0.0%  |
|            | 平均格付  | P-1   |
| 債券         | Aaa   | 58.6% |
|            | Aa    | 13.4% |
|            | A     | 16.6% |
|            | Baa以下 | 0.0%  |
|            | 平均格付  | Aaa   |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。  
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。  
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

## &lt;残存別構成比&gt;



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

## &lt;公社債種別構成比&gt;

|            |       |
|------------|-------|
| ソブリン債      | 67.3% |
| 社債・その他     | 31.7% |
| 社債         | 21.2% |
| A B S      | 0.0%  |
| コマーシャルペーパー | 10.5% |
| その他        | 0.0%  |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

## &lt;ポートフォリオの特性値&gt;

|                |       |
|----------------|-------|
| ポートフォリオの最終利回り  | 5.32% |
| ポートフォリオの平均残存日数 | 145日  |
| 組入債券の銘柄数       | 18銘柄  |

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。  
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。  
将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

## 【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。オーストラリア準備銀行（RBA）が追加利上げを見送り政策金利を据え置いたことや、オーストラリアの消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回ったこと、原油安を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したこと、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどから、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

## 【アメリカ】

アメリカドルは円に対して上昇しました。原油価格の下落を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したことや、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどが円に対するアメリカドルの下落要因となったものの、米国の雇用統計や小売売上高などが市場予想を上回り米国景気の底堅さが意識されたこと、米国連邦公開市場委員会（FOMC）の声明文が利上げに積極的な内容だったと受け止められ、米国連邦準備制度理事会（FRB）による年内利上げ観測が高まったことなどから、アメリカドルは円に対して上昇しました。

## 【カナダ】

カナダドルは円に対して下落しました。カナダの中央銀行が政策金利を据え置き、同中央銀行総裁が経済見通しに慎重な姿勢を示したこと、カナダの実質国内総生産（GDP）が市場予想を下回ったこと、原油安を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したこと、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどから、カナダドルは円に対して下落しました。

## 【メキシコ】

メキシコペソは対円で上昇しました。メキシコの中央銀行は政策金利を据え置き、利下げ局面を一時停止しました。6月前半の消費者物価指数（CPI）の上昇率は減速し、市場予想を下回りました。インフレ動向は改善しているものの、地政学的動向や米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しをめぐる不透明感を背景に、リスクは依然として上振れ方向に傾いていることを強調しました。

## 【チリ】

チリペソは対円で下落しました。チリの中央銀行は、景気の弱さやインフレ見通しの不確実性を踏まえ、政策金利を据え置きました。市場予想では、今後徐々に利下げが進められるとの見方がある一方で、利上げの可能性をみる動きもあります。こうした乖離は、インフレ見通しやこの先の金融政策の方向性が不透明であることを浮き彫りにしています。

## 【イギリス】

イギリスポンドは円に対して上昇しました。原油価格の下落を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したことや、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどが円の上昇要因となったものの、英国首相が辞意を表明するなか、最有力とみられる後任候補が早々に立候補を表明し、また円滑な政権移行が実現するとの期待が高まったことや、同候補が現行の財政規律を尊重する姿勢を示したことなどからイギリスポンドが買われ、イギリスポンドは円に対して上昇しました。

## 【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して下落しました。ノルウェーの主要な輸出品目である原油の価格が下落したことや、ノルウェーの5月の小売売上高が前月比でマイナスとなり家計の慎重さを示したこと、原油安を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したこと、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどから、ノルウェークローネは円に対して下落しました。

## 【コロンビア】

コロンビアペソは、対円で上昇しました。コロンビア大統領選挙において、米国政権に近く、また市場を重視するとみられる候補が勝利したことを受けて、投資家心理が改善しました。発表された5月の消費者物価指数（CPI）の上昇率は、市場予想を下回ったものの、依然として高い水準を維持しており、当面は高止まりが継続すると予想されています。

## 【ポーランド】

ポーランドズロチは、インフレの鈍化を受けて今後の利下げ期待が高まったことなどから、対円で下落しました。ポーランドの中央銀行は、政策金利の据え置きを決定しました。また、外部環境が安定すれば利下げの可能性が高まるとの見解が示されました。6月の消費者物価指数（CPI）速報値の上昇率は市場予想を下回りました。市場では今後の利下げ期待が高まっているものの、第3四半期の間は政策金利が据え置かれるとの見方が有力です。

## 【ハンガリー】

ハンガリーフォリントは、対円で下落しました。インフレ見通しの大幅な改善やエネルギー価格の下落を受けて、ハンガリーの中央銀行は政策金利の引き下げを決定しました。また今後も追加利下げを実施する余地があることを示唆しました。同中銀は2026年のインフレ率見通しを大幅に下方修正しました。ハンガリーに通貨ユーロが導入されるとの楽観的な見方があることは、ハンガリーフォリントの長期的な見通しに追い風となっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で上昇しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

## ◎今後の見通し

米国では、懸念されていたよりも底堅さを維持した状態で第2四半期に入りました。労働市場は年初の軟調な出だしから持ち直し、概ね安定的に推移しています。しかし、5月の非農業部門雇用者数の伸びは堅調となったものの、雇用動向には依然としてばらつきがみられており、賃金上昇圧力も明確に加速しているわけではありません。こうした状況を踏まえ、米国経済は、成長の再加速というよりも、景気循環の最終局面に移行しつつあるとの見方が強まっています。地政学的リスクについては、米国とイランが暫定的な停戦合意に署名し、ホルムズ海峡の通航が徐々に回復したことを受けて、安心感が広がりました。しかし、緊張が再燃するリスクは残っています。原油価格は急落しており、消費者への当面の圧力は軽減され、短期的なインフレ圧力も緩和されています。一方、米国政府による欧州への新たな関税措置の示唆や、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しを巡る不確実性の継続など、米国の関税政策を巡る緊張は依然として高い状態にあります。こうした状況下で、短期的には一部で緊張緩和がみられるものの、企業にとって外部環境は依然として不透明な状況が続いています。米国連邦準備制度理事会（FRB）は、新議長下で初めて開かれた米国連邦公開市場委員会（FOMC）で、政策金利を据え置くことを決定し、経済指標を重視する姿勢を明確に示しました。しかし、インフレが持続する場合には、多くの理事が金融引き締めが必要となる可能性を示唆するなかで、FRBの姿勢はタカ派（景気に対して強気）的な方向へ移行しています。市場では、長期にわたる引き締めの金融政策の維持と、年末までに利上げが実施される可能性が織り込まれています。

欧州では、欧州中央銀行（ECB）が6月に政策金利を引き上げました。今回の決定は市場予想通りでしたが、同中銀の声明はタカ派（景気に対して強気）的な内容となりました。同中銀総裁は、中東情勢を背景としたインフレ圧力がエネルギー分野にとどまらず幅広い分野へ波及しつつあると警告しており、ECBは2026年のインフレ見通しを上方修正した一方、GDP成長率見通しを下方修正しています。今後の政策判断は会合ごとに行なう姿勢を強調しています。経済指標は強弱入り混じる内容となりました。ドイツやフランスではインフレの減速がみられ、ユーロ圏全体のインフレもピークを脱した可能性があるとの見方が強まっています。6月のユーロ圏の総合消費者物価指数（HICP）の上昇率（速報値）からは、米国とイランの暫定的な停戦合意を受けた原油価格の下落を背景に、物価上昇圧力が緩和し始めていることが示されています。一方、経済活動には安定化の兆しがみられ、6月のユーロ圏の総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は前月から持ち直しています。しかし、総合PMIとサービス業PMIはいずれも景気拡大・縮小の分かれ目となる50を依然として下回っており、経済活動の縮小が続いていることが示唆されています。月末にかけて、市場の関心はECBが追加利上げを実施するかどうかから、追加利上げのペースの見極めへと移っています。ECBが開催した年次国際会議では、根強いインフレリスクに対する懸念が示された一方、エネルギー価格の下落によってインフレの二次的波及効果が抑制される可能性があるとの見方が示されました。市場では、次回会合で政策金利が据え置かれるとの見方が有力となる一方、年内に追加利上げが実施される可能性も一定程度織り込まれています。ECBは今後も慎重かつ経済指標を重視した政策運営を続けるとみられています。

英国では、政治情勢がマクロ経済見通しを左右する要因として重要性を増しています。英国防相がスターマー英首相のリーダーシップの欠如や国防予算を巡る対立を非難して辞任したことを受けて、労働党内で同氏への辞任圧力が強まるなか、同氏は労働党党首および首相を辞任すると表明しました。次期首相候補には下院補欠選挙で勝利したバーナム氏が有力候補として浮上しています。バーナム氏は、地方への財政権限の一層の移譲などを公約に掲げています。しかし、同氏の計画には具体策が十分に示されておらず、国家安全保障分野での同氏の経験も限定的であるとみられています。スターマー首相のもと、国防費の引き上げを含む新たな「国防投資計画」が発表されましたが、財源不足が生じると推計されています。英国経済については、2026年第1四半期のGDP成長率は前期比0.6%増となり堅調な伸びを示しましたが、6月の総合購買担当者景気指数（PMI、速報値）は景気縮小を示唆する水準にとどまりました。一方、5月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、米国とイランの停戦合意を受けてエネルギー価格が下落したことなどを背景に、前年同月比2.8%と市場予想を下回りました。イングランド銀行（BOE）は6月に賛成多数で政策金利を据え置くことを決定しました。一部の委員は0.25%の利上げを主張して反対票を投じています。英首相の辞任表明を受けて、英国債利回りは低下し、英ポンド相場は小幅に上昇しました。今後は、英国の財政に対する市場の信頼やバーナム氏の財政規律に対する姿勢が重要な注目点となります。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）が6月に政策金利を据え置くことを決定しました。RBAは、これまでの利上げが必要や金融環境に期待通りの効果をもたらしているとの認識を示した一方、慎重な姿勢を維持しています。当月に発表されたインフレ指標は引き続き底堅い内容となっています。5月の消費者物価指数（CPI）トリム平均値の上昇率は、市場予想を上回り前年同月比3.6%まで加速し、RBAのタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を裏付ける結果となりました。一方、総合CPIの上昇率は前年同月比4.0%と依然として高い水準を維持しています。原油価格の下落により短期的にはインフレ圧力の緩和が期待されますが、インフレ率は今後も長期にわたりRBAの目標を上回る水準で推移すると見込まれています。内需の減速と根強いインフレが併存する状況を受けて、市場では政策金利が当面据え置かれるとの見方が強まっています。また、現在の政策金利の水準は今回の金融引き締めサイクルにおけるピークに達しているとの見方も広がっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## 世界のサイフ

## 運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ノルウェーでは、ノルウェー銀行（中央銀行）が市場予想通り政策金利を据え置くことを決定しましたが、タカ派（景気に対して強気）的な発信をしています。同中銀は、インフレ圧力が想定をやや上回っていることを理由に、追加的な金融引き締めが必要になる可能性が高いとの見方を示しました。また、政策金利の見通しを上方修正し、今後数回の会合のいずれかで追加利上げが決定される可能性を示唆しました。足もとのインフレ指標も、こうしたノルウェー銀行の姿勢を裏付ける内容となっています。5月のコア消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.4%へと加速し、市場予想とノルウェー銀行の目標を上回りました。総合CPIの上昇率は前年同月比3.1%と高止まりしています。同中銀は、企業コストの上昇が基調的なインフレ圧力の根強さにつながっている可能性が高いとの見方を示しています。市場では、追加利上げが実施されることが予想されています。

カナダでは、カナダ銀行（中央銀行）が6月に政策金利を据え置くことを決定しました。同中銀は、経済活動が低迷する一方、エネルギー価格の上昇に起因するインフレ圧力が生じており、政策運営が難しい局面にあるとの認識を示しました。同中銀総裁は、バランスの取れた政策運営を重視する姿勢を強調しています。5月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、ガソリン価格の上昇に牽引されて、前年同月比3.2%へと加速しています。一方、基調的な物価動向を示すCPIコア指数の上昇率は比較的安定して推移しており、カナダ銀行はエネルギーを除く物価上昇圧力は概ね抑制されているとの認識を維持しています。経済活動には一時的な改善の兆しがみられ、4月の月次GDP成長率は前月比0.5%増と前月から力強く回復しており、カナダ経済が年初の低迷を経て徐々に勢いを取り戻しつつあることが示唆されています。しかし、米国との貿易を巡る不確実性や内需の弱さを背景に、カナダ経済全体の成長見通しは引き続き力強さを欠いています。市場では、カナダ銀行がエネルギー価格に起因する一時的なインフレ率の変動には過度に反応せず、経済の基調的な弱さを注視しながら、景気回復やインフレ率の持続的な低下を見極めるために政策金利を据え置くこととみています。

新興国市場では、中東情勢の動向が主な焦点となり、新興国資産全体に大きな変動をもたらしました。月初には、軍事的緊張が再び高まり、ホルムズ海峡の一時的な封鎖を受けてエネルギー供給の混乱に対する懸念が強まりました。その後、米国とイランによる暫定的な停戦合意が発表されると、主要な海上輸送ルートの再開につながり、原油価格も下落したことから、市場心理は大きく改善しました。月末にかけて緊張が再燃する場面もありましたが、市場は持続的な緊張緩和の可能性と供給混乱リスクの低下に注目しました。また、世界的な金融環境の変化も新興国市場にとって向かい風となりました。欧州中央銀行（ECB）は利上げを実施し、日本銀行も政策金利を引き上げました。米国連邦準備制度理事会（FRB）新議長のタカ派（景気に対して強気）的な情報発信を受けて、市場ではFRBによる金融引き締めの可能性も織り込まれ始めました。先進国市場での金利上昇や地政学的な不確実性の継続を背景に、対外資金調達への依存度が高い国を中心に新興国市場では選別的な投資姿勢の重要性が一層高まりました。

地政学的緊張の緩和と原油価格の下落により、多くの現地通貨建て債券市場や新興国通貨において相場の反発がみられました。一方、新興国市場における各国の政策対応の違いにより、地域間の格差が一段と拡大しました。中南米地域では、メキシコの中央銀行が政策金利を据え置くことを決定し、当面は政策金利を維持する可能性が高いことを示唆しました。インフレ率が市場予想を下回ったことや、メキシコペソが引き続き底堅く推移したことを背景に、同中銀はよりバランスの取れた政策姿勢へ移行しています。一方、ブラジルの中央銀行は追加利下げを実施したものの、根強いインフレリスクが残っていることを理由に挙げ、より慎重な姿勢を示しました。市場では、今年後半には利下げサイクルが一時停止されるとの見方が強まりました。中東欧地域では、ポーランドでインフレ率が市場予想を下回ったことにより、現地通貨建て債券が下支えされた一方、投資家が利上げ期待を後退させたことから、ポーランドズロチに下押し圧力がかかりました。南アフリカでは引き続き財政動向の改善が支援材料となり、3年連続となる基礎的財政収支の黒字が現地通貨建て資産を下支えしました。しかし、南アフリカランドは依然として世界的な投資家のリスク選好姿勢の変化に敏感に反応する展開となりました。インドネシアでは、政府の政策運営に対する懸念の高まりを背景に、幅広い資産が大きく売られました。インドネシアの中央銀行は、信頼の回復と通貨の安定を目的として、臨時会合を含む2度の利上げを決定しました。月末にかけて市場環境は改善し、現地通貨建て債券への需要も回復しましたが、今回の局面は、世界的に金利が上昇する環境において、政策の信頼性がいかに重要であるかを浮き彫りにしました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額の変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ■お申込みメモ

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類       | 追加型投信／海外／債券                                                                                                                                                                                        |
| 購入単位       | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                |
| 購入価額       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 信託期間       | 2031年10月10日まで(2006年12月15日設定)                                                                                                                                                                       |
| 決算日        | 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                 |
| 収益分配       | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。                                                                                                    |
| 換金価額       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・英国証券取引所の休業日<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ロンドンの銀行休業日<br>・ニューヨークの銀行休業日                                                        |
| 換金代金       | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                 |
| 課税関係       | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。<br>※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>※当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※配当控除の適用はありません。<br>※益金不算入制度は適用されません。 |

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料                            | 購入時の基準価額に対し <u>2.2%(税抜2%)以内</u><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。<br>《ご参考》<br>(金額指定で購入する場合)<br>購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。<br>※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>(口数指定で購入する場合)<br>例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。<br>$\text{購入金額} = (10,000\text{円} / 1\text{万口}) \times 100\text{万口} = 100\text{万円}$ 、 $\text{購入時手数料} = \text{購入金額}(100\text{万円}) \times 2.2\%(\text{税込}) = 22,000\text{円}$ となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくことになります。 |
| 換金手数料                             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託財産留保額                           | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                  | 純資産総額に対し <u>年率0.96905%(税抜0.90405%)程度</u> が実質的な信託報酬となります。<br><br>信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。<br>当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他の費用・手数料                        | 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。<br>組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■委託会社、その他関係法人

|      |                                                                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                  |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                         |
| 販売会社 | 販売会社については下記にお問い合わせください。<br>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社<br>〔ホームページ〕 <a href="http://www.amova-am.com">www.amova-am.com</a><br>〔コールセンター〕 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。) |

## ■お申込みに際しての留意事項

## ○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

## 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                                                                   |          | 登録番号             | 加入協会    |                   |                         |                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|--------------------------------|
|                                                                                |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3283号 | ○       | ○                 |                         | ○                              |
| 会津信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第20号   |         |                   |                         |                                |
| あかつき証券株式会社                                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第67号   | ○       | ○                 |                         |                                |
| 朝日信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第143号  | ○       |                   |                         |                                |
| 足利小山信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第217号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社足利銀行                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第43号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| あぶくま信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第24号   |         |                   |                         |                                |
| 尾崎信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第39号   | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社池田泉州銀行                                                                     | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第6号    | ○       |                   | ○                       |                                |
| 池田泉州ＴＴ証券株式会社                                                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長（金商）第370号  | ○       |                   |                         |                                |
| 石巻信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第25号   |         |                   |                         |                                |
| 伊万里信用金庫                                                                        | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第18号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社伊予銀行                                                                       | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第2号    | ○       |                   | ○                       |                                |
| 永和信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第43号   |         |                   |                         |                                |
| 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行                                                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第653号  | ○       | ○                 |                         | ○                              |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社                                                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2251号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社ＳＢＩ証券<br>※右の他に、以下にも加入<br>一般社団法人日本ＳＴＯ協会<br>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会<br>日本商品先物取引協会 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社ＳＢＩ新生銀行<br>（委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券）<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 愛媛信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第15号   |         |                   |                         |                                |
| 遠州信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第28号   |         |                   |                         |                                |
| 大阪シティ信用金庫                                                                      | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第47号   | ○       |                   |                         |                                |
| 大阪信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第45号   |         |                   |                         |                                |
| 岡崎信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第30号   | ○       |                   |                         |                                |
| おかやま信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第19号   | ○       |                   |                         |                                |
| 沖縄県労働金庫                                                                        | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長（登金）第8号  |         |                   |                         |                                |
| 帯広信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 北海道財務局長（登金）第15号  |         |                   |                         |                                |
| 遠賀信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第21号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社香川銀行                                                                       | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第7号    | ○       |                   |                         |                                |
| 香川証券株式会社                                                                       | 金融商品取引業者 | 四国財務局長（金商）第3号    | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社鹿児島銀行                                                                      | 登録金融機関   | 九州財務局長（登金）第2号    | ○       |                   |                         |                                |
| 九州労働金庫                                                                         | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第39号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社紀陽銀行                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第8号    | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社京都銀行                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第10号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 京都信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第52号   | ○       |                   |                         |                                |
| 京都中央信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第53号   | ○       |                   |                         |                                |
| 京都北部信用金庫                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第54号   |         |                   |                         |                                |
| 株式会社きらやか銀行                                                                     | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第15号   | ○       |                   |                         |                                |
| 桐生信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第234号  |         |                   |                         |                                |
| 近畿労働金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第90号   |         |                   |                         |                                |
| 株式会社熊本銀行                                                                       | 登録金融機関   | 九州財務局長（登金）第6号    | ○       |                   |                         |                                |
| 呉信用金庫                                                                          | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第25号   |         |                   |                         |                                |
| ぐんぎん証券株式会社                                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2938号 | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社群馬銀行                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第46号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 株式会社京葉銀行                                                                       | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第56号   | ○       |                   |                         |                                |
| 神戸信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第56号   |         |                   |                         |                                |
| コザ信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長（登金）第7号  |         |                   |                         |                                |
| 湖東信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第57号   |         |                   |                         |                                |
| 埼玉縣信用金庫                                                                        | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第202号  | ○       |                   |                         |                                |
| さがみ信用金庫                                                                        | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第191号  |         |                   |                         |                                |
| 佐野信用金庫                                                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第223号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社滋賀銀行                                                                       | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第11号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 四国アライアンス証券株式会社                                                                 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長（金商）第21号   | ○       |                   |                         |                                |
| 四国労働金庫                                                                         | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第26号   |         |                   |                         |                                |
| 静岡県労働金庫                                                                        | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第72号   |         |                   |                         |                                |
| しずおか焼津信用金庫                                                                     | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第38号   |         |                   |                         |                                |
| 株式会社七十七銀行                                                                      | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第5号    | ○       |                   | ○                       |                                |
| 七十七証券株式会社                                                                      | 金融商品取引業者 | 東北財務局長（金商）第37号   | ○       |                   |                         |                                |
| 芝信用金庫                                                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第158号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社十八親和銀行                                                                     | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第3号   | ○       |                   |                         |                                |
| スルガ銀行株式会社                                                                      | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第8号    | ○       |                   |                         |                                |

## 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                         |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                         |                                |
|--------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|--------------------------------|
|                                      |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
| 瀬戸信用金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第46号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社第四北越銀行                           | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第47号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 高崎信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第237号 |         |                   |                         |                                |
| 但馬信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第67号  |         |                   |                         |                                |
| 玉島信用金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第30号  |         |                   |                         |                                |
| 多摩信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第169号 | ○       |                   |                         |                                |
| 中央労働金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第259号 |         |                   |                         |                                |
| 中国労働金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第53号  |         |                   |                         |                                |
| 鶴岡信用金庫                               | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第41号  |         |                   |                         |                                |
| 東海東京証券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第140号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 東海労働金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第70号  |         |                   |                         |                                |
| 東京東信用金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第179号 | ○       |                   |                         |                                |
| 東北労働金庫                               | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第68号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社東和銀行                             | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第60号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社鳥取銀行                             | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第3号   | ○       |                   |                         |                                |
| 長野県労働金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第268号 |         |                   |                         |                                |
| 奈良信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第71号  | ○       |                   |                         |                                |
| 奈良中央信用金庫                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第72号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社南都銀行                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第15号  | ○       |                   |                         |                                |
| 新潟県労働金庫                              | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第267号 |         |                   |                         |                                |
| 西尾信用金庫                               | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第58号  | ○       |                   |                         |                                |
| 野村證券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第142号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社八十二長野銀行                          | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第49号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 浜松磐田信用金庫                             | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第61号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社百十四銀行                            | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第5号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 兵庫信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第81号  | ○       |                   |                         |                                |
| 平塚信用金庫                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第196号 |         |                   |                         |                                |
| 株式会社広島銀行                             | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第5号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 広島信用金庫                               | 登録金融機関   | 中国財務局長（登金）第44号  | ○       |                   |                         |                                |
| 福井信用金庫                               | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第32号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社福岡銀行                             | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第7号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 福岡ひびき信用金庫                            | 登録金融機関   | 福岡財務支局長（登金）第24号 | ○       |                   |                         |                                |
| 福島信用金庫                               | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第50号  |         |                   |                         |                                |
| P a y P a y 銀行株式会社                   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第624号 | ○       |                   | ○                       |                                |
| 株式会社豊和銀行                             | 登録金融機関   | 九州財務局長（登金）第7号   | ○       |                   |                         |                                |
| 北陸労働金庫                               | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第36号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社北海道銀行                            | 登録金融機関   | 北海道財務局長（登金）第1号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 北海道信用金庫                              | 登録金融機関   | 北海道財務局長（登金）第19号 |         |                   |                         |                                |
| 北海道労働金庫                              | 登録金融機関   | 北海道財務局長（登金）第38号 |         |                   |                         |                                |
| 株式会社北國銀行                             | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第5号   | ○       |                   | ○                       |                                |
| 松井証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号 | ○       |                   | ○                       |                                |
| マネックス証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| みずほ証券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第94号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 三菱UFJ e スマート証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |
| 株式会社みなと銀行                            | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第22号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 宮城第一信用金庫                             | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第52号  |         |                   |                         |                                |
| 株式会社武蔵野銀行                            | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第38号  | ○       |                   |                         |                                |
| 杜の都信用金庫                              | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第39号  |         |                   |                         |                                |
| 大和信用金庫                               | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第88号  | ○       |                   |                         |                                |
| 株式会社横浜銀行                             | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第36号  | ○       |                   | ○                       |                                |
| 楽天証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                              |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

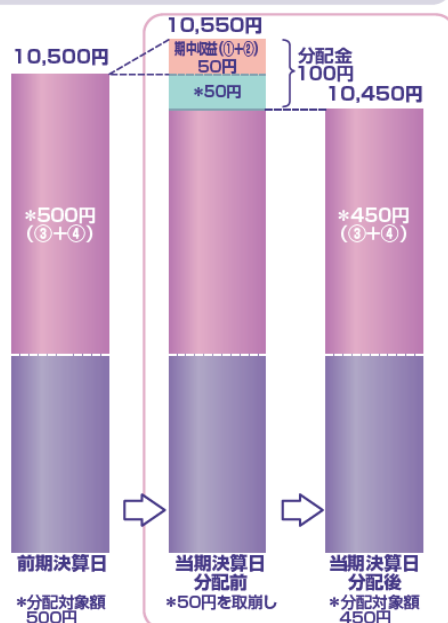
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



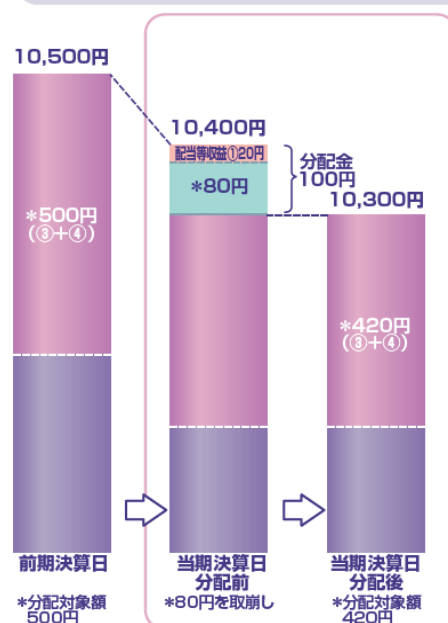
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

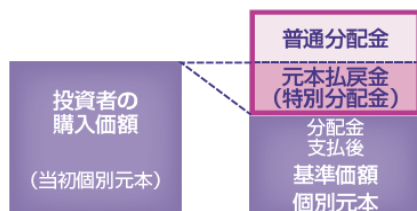


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

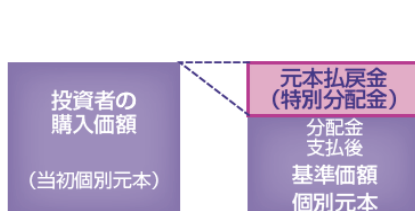
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。